

各医療機関管理者 様

高知県健康政策部長

新型コロナウイルス感染症の令和 5 年 10 月以降の公費支援の
費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について

日ごろは、本県の感染症対策にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

標記について、「新型コロナウイルス感染症の令和 5 年 10 月以降の公費支援の費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について」（令和 5 年 9 月 28 日付保医発 0928 第 1 号厚生労働省保険局医療課長通知）において、令和 5 年 10 月以降の公費請求における診療報酬明細書の記載等に関する取扱いが示されました。本県の取扱いの概要は下記のとおりとなりますので、お知らせいたします。

また、今回の公費支援の取扱いの変更に伴い、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う公費支援の費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について」（令和 5 年 4 月 26 日付 5 高健対第 124 号高知県健康政策部長通知。令和 5 年 6 月 2 日最終改正。以下「旧通知」という。）は廃止します。

なお、診療報酬の加算等に係る個別の相談についてはお答えできませんので、四国厚生支局等へお問い合わせください。

記

1. 公費の種類について

新型コロナウイルス感染症に係る入院診療に要した費用の一部を補助する公費（以下「入院補助」という。）及び新型コロナウイルス感染症の治療薬に要した費用の一部を補助する公費（以下「治療薬補助」という。）の 2 種類とし、公費負担者番号は 2（1）及び（2）のとおりとする。

なお、旧通知の「一部補助」及び「全額補助」の公費負担者番号は、それぞれ「入院補助」及び「治療薬補助」の公費負担者番号と同じものとしている。

2. 令和5年10月以降の新型コロナ公費の取扱い

(1) 入院の公費（入院補助）

入院日	概要	医療費比例額が 含まれない場合	医療費比例額が 含まれる場合	公費負担者番号	受給者番号
		5/8～9/30	高額療養費制度の自己負担限度額から減額措置		
<u>10月以降</u>	高額療養費制度の自己負担限度額から減額措置	<u>1万円</u> を減額	医療費比例額に <u>5,000円</u> を加えた額を減額		

(2) 治療薬の公費（治療薬補助）

調剤日	概要	公費負担者番号	受給者番号
5/8～9/30	コロナ治療薬の薬剤費のみ全額補助		
<u>10月以降</u>	医療保険の自己負担割合に応じて一定の自己負担を求めた上で、これを超える部分を補助 自己負担額… 1割負担：3,000円 2割負担：6,000円 3割負担：9,000円	(高知県内共通) 28390805	9999996

※対象となる新型コロナウイルス感染症治療薬は、ラゲブリオ、パキロビッド、ゾコーバ、ベクルリー、ゼビュディ、ロナプリーブ、エバシエルドに限られ、解熱剤等は対象となりません。

※上記薬剤を処方する際の手技料等は公費支援の対象となりません。

※新型コロナウイルス感染症治療薬の種類による自己負担上限額の違いはありません。

※過去に国から無償提供のあった治療薬については、9月末までの取扱いと同様に、自己負担は求めないこととなります。

(3) 入院における治療薬の公費支援の適用について

入院については、はじめに、新型コロナウイルス感染症治療薬を含む新型コロナウイルス感染症に係る全ての医療費からみた自己負担割合相当額が、医療保険各制度における高額療養費制度の自己負担限度額から原則1万円を減額した額に達するかどうかを判断することとし、

①達する場合

新型コロナウイルス感染症に係る患者負担額は、医療保険各制度における高額療養費制度の自己負担限度額から原則1万円を減額した額を適用する（新型コロナウイルス感染症治療薬の医療

費については、新型コロナウイルス感染症に係る入院の医療費に含める)。公費負担者番号は、「27390706：入院補助」となる。

②達しない場合

医療保険各制度における高額療養費制度の自己負担限度額から原則1万円を減額する措置は適用せず、新型コロナウイルス感染症治療薬の患者負担額についてのみ、自己負担上限額を、医療費の自己負担割合が1割の方で3,000円、2割の方で6,000円、3割の方で9,000円とする公費支援を適用する(治療薬を除いた新型コロナウイルス感染症に係る入院医療費は、公費支援を適用せず、医療保険として請求する)。公費負担者番号は、「27390805：治療薬補助」となる。

(4) その他患者等に対する公費負担の取扱い

- ・生活保護単独の被保護者に対して新型コロナウイルス感染症治療薬を使用した場合には、その薬剤費について、引き続き全額(10割)公費支援の対象となる。また、医療保険各制度における高額療養費制度の自己負担限度額から原則1万円を減額した額を自己負担の上限とする措置についても、高額療養費制度の対象でないことから、引き続き、公費支援の対象とならない。
- ・公的医療保険に加入していない方に対して新型コロナウイルス感染症治療薬を使用した場合、その薬剤費については、9月末までの取扱いとは異なり、全額自己負担となる。また、医療保険各制度における高額療養費制度の自己負担限度額から原則1万円を減額した額を自己負担の上限とする措置についても、高額療養費制度の対象でないことから、引き続き、公費支援の対象とならない。
- ・同一の月に、複数の新型コロナウイルス感染症治療薬を使用した場合は、その薬剤費について、レセプト単位で自己負担上限額を適用する。

(例) 同一の月に入院及び外来で治療薬を使用した場合は、レセプトが分かれるため、それぞれで自己負担が発生する。一方、同一の月に、同一の医療機関の入院で複数の治療薬を使用した場合や、同一の医療機関の外来及び同一の薬局で複数の治療薬を処方された場合等は、レセプトが一つになるため、自己負担上限額の適用も当該月に一回となる。

- ・同一の治療薬を、月を跨いで使用した場合は、レセプトが分かれるため、月ごとに自己負担上限額を適用する。
- ・月の途中で75歳に達し、医療費の自己負担割合が変更になった場合は、75歳到達月の治療薬や入院医療費の公費支援後の自己負担上限額については、到達日前後の自己負担上限額をそれぞれ1/2とする。例えば、到達日を境に自己負担割合が2割から1割に変更になる場合、治療薬については、当該月の到達日前の自己負担上限額は3,000円、当該月の到達日後は1,500円となる。

(例) 投与開始日が10月11日、75歳の誕生日が10月12日の患者が、国保では2割負担、後期高齢では1割負担の場合、10月11日分は2割負担なので上限6,000円のところ1/2となって3,000円、10月12日以降分は1割負担なので上限3,000円のところ1/2となって1,500円となり、10月の自己負担上限額は合計で4,500円となる。

3. 「公費負担者番号欄」について

- (1) 入院において、新型コロナウイルス感染症に係る診療及び治療薬を算定する場合は、保険医療機関の所在地に対応する入院補助及び治療薬補助のうち適用する公費負担者番号を記載すること。

なお、入院補助の適用にならず、新型コロナウイルス感染症の治療薬の投与もない場合について

は、公費負担者番号の記載は要さない。

- (2) 入院外において、新型コロナウイルス感染症の治療薬を算定する場合は、保険医療機関又は保険薬局の所在地に対応する治療薬補助の公費負担者番号（調剤報酬明細書において、処方箋を交付した保険医療機関と保険薬局の所在地が異なる場合には、保険薬局の所在地の公費負担者番号）を記載すること。
- (3) 他の公費負担医療制度による給付が行われる場合の記載順については、既存の法別番号 28 の公費負担医療（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による一類感染症等の患者の入院（同法第 37 条））と同様の取扱いとすること。

4. 「特記事項」欄について

オンライン資格確認等システム又は限度額適用認定証により、患者の所得区分を確認の上、患者の自己負担額が高額療養費又は入院補助の自己負担上限額を超える場合には、当該所得区分等に応じて、「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和 51 年 8 月 7 日保険発第 82 号）の『「特記事項」欄について』において定める略号、区ア、区イ、区ウ、区エ、区オ、区カ及び区キのうち、該当する略号を記載すること。

なお、入院における多数回該当の場合は多ア、多イ、多ウ、多エ、多オ、多カ及び多キのうち、該当する略号を、また、入院外における多数回該当の場合は区ア、区イ、区ウ、区エ、区オ、区カ及び区キのうち、該当する略号を、それぞれ記載すること。

5. 「療養の給付」欄について

別添の令和 5 年 9 月 28 日付厚生労働省通知 3 ページ「記載例」を参考にしてください。

- ・「請求」の項には、医療保険及び適用する公費に係る合計点数をそれぞれ記載
- ・治療薬補助：「負担金額」又は「一部負担金」の項には患者の負担割合に応じた自己負担限度額（1 割負担：3,000 円、2 割負担：6,000 円、3 割負担：9,000 円）までの額を記載
- ・入院補助：「負担金額」の項には、患者の所得区分に応じ、「新型コロナウイルス感染症の令和 5 年 10 月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」の 9（2）②に掲げる公費による減額措置後の最大の自己負担限度額を記載

6. その他

その他の記載方法については、「診療報酬請求書等の記載要領等について」によること。

7. 関係通知等

- ・「新型コロナウイルス感染症の令和 5 年 10 月以降の公費支援の費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について」（厚生労働省 HP）（<https://www.mhlw.go.jp/content/001151423.pdf>）
- ・「新型コロナウイルス感染症の令和 5 年 10 月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（厚生労働省 HP）（<https://www.mhlw.go.jp/content/001151388.pdf>）
- ・「新型コロナウイルス感染症の令和 5 年 10 月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について（令和 5 年 9 月 15 日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部等連名事務連絡）」に関する Q & A（厚生労働省 HP）（<https://www.mhlw.go.jp/content/001151389.pdf>）



高知県健康政策部健康対策課 崎村・土居
〒780-8570 高知市丸ノ内 1 丁目 2-20
TEL 088-823-9092
FAX 088-873-9941